

電気保安行政について

令和8年3月6日

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課

目次

第1章 最近のトピック

**第2章 自家用電気工作物（関東地域）の令和6年度電気事故
及び最近の注意喚起**

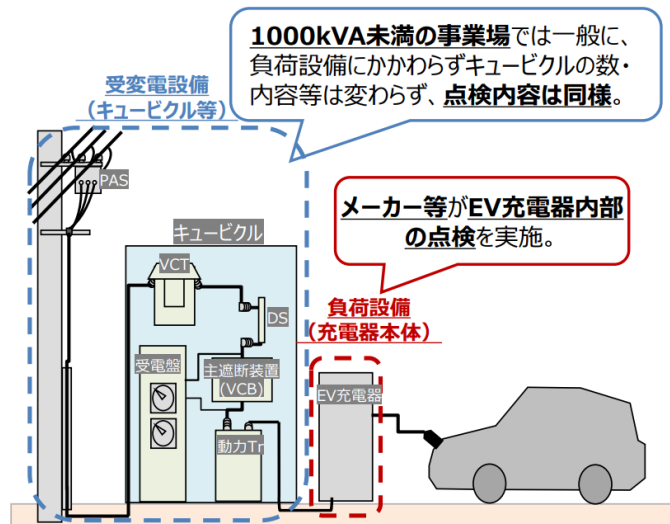
第3章 自家用電気工作物（関東地域）の令和6年度立入検査

第4章 自家用電気工作物における不適切な事例

1 - 1. 平成15年告示第249号（電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等に関する告示）の改正（令和6年11月15日施行）

- EV急速充電器の規制緩和を踏まえて、外部委託制度における設備容量に基づく係数が改正されました。
 - 高圧受電の需要設備（小規模高圧受電設備は除く）であって1000kVA未滿の専らEV充電器のみの事業場の場合、点数は一律0.4となります。
- 近年、SA・PAや商業施設の駐車場等の一区画にEV充電器を設置し、EV充電サービスを提供する事業者が増加。こうした事業場の負荷設備は専らEV充電器であり、調査によれば、その設置基数は平均で1～3基。
- EV充電器の保守管理はメーカー等が実施。そのため、管理技術者・保安法人は、キュービクル等の点検のほか、EV充電器については外観点検のみ行っており、その点検に時間を要していない。また、その点検時間は設置基数によらず概ね一定。

負荷設備が専らEV充電器である事業場



※専ら電気自動車等に電気を供給することを目的として設置するもの 〈認められる設備〉

・EV充電器の使用のために設置される設備（電灯、監視カメラ、看板、精算機、ロック板及びこれらに接続する配線・分電盤等。）（ただし、EV充電器の使用のために設置される設備であっても、月次点検において当該設備の点検に多大な時間を要するものについては、認められない。）

〈認められない設備〉

・EV充電器の使用のために設置される設備に該当しない設備（トイレ、自動販売機及びドライブスルー洗車機等）。

1 - 2. 平成15年告示第249号（電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等に関する告示）の改正（令和7年4月1日施行）

- 要件を満たした外部委託事業場について、月次点検の頻度を3月に1回以上とすることが可能となりました。

※月次点検の頻度を3月に1回以上とするための要件（すべて満たす必要有り）

- 告示第4条第7号イからロまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であること。
- 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置が取り付けられており、適確に監視されていること。
- 負荷の適確な監視が可能な装置が取り付けられており、適確に監視されていること。
- 主遮断装置並びに保安上の責任分界点から主遮断装置までの間に施設する開閉器、遮断器及び配線の更新計画を保安規程内に定め、更新計画に従って更新されていること。

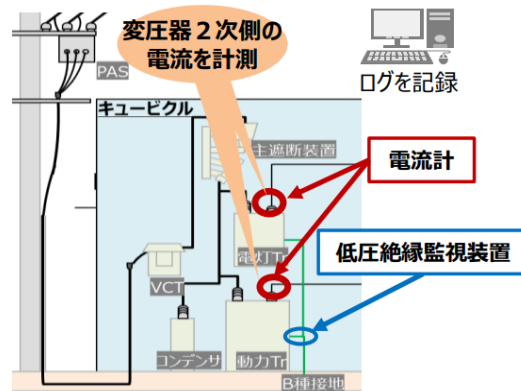
設備更新計画について

| | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| | R6 | R7 | ... | R20 | R21 | ... |
| 設備1 | | | | 更新 | | |
| 設備2 | | | | | 更新 | |

※イメージ図

- 対象設備は、波及事故を防止する上で重要である高圧ケーブル、PAS、遮断器等を想定
- 主任技術者に対し、設置者へ更新計画の履行指導及び不履行の場合に経済産業省へ報告するよう求める

電流値の監視について



- 各変圧器の2次側の電流値を監視し、かつ一定期間のログの保存を求める
- 過負荷状態が継続する場合には、設置者に回避を指導することを、主任技術者に義務付け

＜負荷の適確な監視＞

- 各フィーダー電流値（各変圧器の2次側電流値）を連続的に計測し、負荷の記録を1年間保存する。
- 過負荷が4時間以上継続している旨の警報を繰り返し受信した場合に、以下の処置を行うこと。
→警報発生の原因を調査し、必要な措置を行う。
→調査・分析及び措置の記録を保存する。

換算係数に乗じる値は、以下のとおり。

- 設備容量100kVA以下又は低圧受電：0.6
- 上記以外：0.45

1-3. 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説の一部改正について（令和7年5月15日改正）

- 令和6年4月に発生した**大規模太陽電池発電設備における火災事故**を踏まえ、太陽電池発電所及び太陽電池発電設備における**延焼防止対策を逐条解説**に明記。

〈省令第3条の解説〉

取扱者以外の者又は物件に対して危害や損害を与えるおそれがないように適切な措置を講ずるべきことを規定している。

具体的に講ずるべき措置の例としては、太陽電池発電所の機械器具が故障等で発火した際、周辺に炎を当てると容易に燃え広がる可燃物（枯れた草木等）が存在すると、それに飛び火し広範囲に延焼するおそれがあることから、そうした事態の発生を防止するために、**あらかじめ発火の可能性のある機械器具（パワーコンディショナー等）の周囲の枯れた草木を除去する、難燃性の防草シートを敷く、碎石を敷き詰めるなどの、炎を当てると容易に燃え広がる可燃物への延焼防止措置を講じ、それを適切に維持する**（例えば、防草シートを敷く場合には、定期的にシートの点検・交換を行い、劣化によりその機能が損なわれないようにするなど）ことなどがこれに当たる。

1. 西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所火災事故

- 令和6年4月15日（月）13時43分に西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所（宮城県仙台市）にて火災発生のお目、消防に通報。
- 設置者によると、**パワーコンディショナー（PCS）1台とパネルの破損及びケーブルと下草を焼損**。けが人、発電所敷地外における被害はなし。

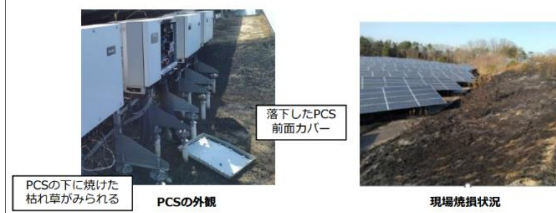
発電所概要

設置者：Rich Solar Energy合同会社（みなし設置者：NTTアノードエナジー（株））
運転開始時期：平成30年11月
発電所出力：16,000kW



2. 事故詳細

- 設置者によると、発電所全体への延焼メカニズムは下記の通りと想定されている。
 - PCS内部部品（コンデンサ）が故障（原因は不明）
 - PCS内部の温度上昇、圧力上昇により筐体が破損し、PCSの前面カバーが落下
 - さらにコンデンサが燃えた状態で飛散し、**周囲の下草等に引火。発電所内に延焼。**
- 事故発生時、発電所の下草は枯れており、数日間晴天が続いたことから乾燥し、容易に燃えやすい状態であった。また当日は風が吹いており（最大瞬間風速10.1m/s）延焼しやすい環境要因が重なっていた。



○第21回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策ワーキンググループ 資料より
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/denki_setsubi/pdf/021_04_00.pdf

○発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説の一部改正について
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/05/20250515.html

1 - 4. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正（リチウムイオン蓄電池） （令和7年11月20日改正）

- 令和6年3月に鹿児島県で発生した蓄電池が原因と推定される爆発事故を受け、**リチウムイオン電池**の施設に係る**保安要件を明確化**。

〈解釈〉第44条の2

発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施設するリチウムイオン蓄電池は、日本産業規格 **JIS C 8715-2 (2024)** 「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－第2部：安全性要求事項」の「**6 型式試験**」に規定する方法により試験を行ったとき、これに**適合**するものであること。

〈解釈の解説〉第44条の2

本条は、**電路に施設するリチウムイオン蓄電池による火災等を防止**するための性能について規定したものである。

リチウムイオン蓄電池はそれ自身が発火等を引き起こす危険性を持つ電気機械器具である。一般に、内部短絡、外部短絡、過充電、過放電、外力等により蓄電池内の温度が異常に上昇し、電解液が熱分解され可燃性ガスが発生し発火・破裂に至る。海外においては定置用リチウムイオン蓄電池を原因とする火災が発生しており、中には鎮火に数日要する火災事故も発生している。日本においては令和6年3月に鹿児島県の太陽電池発電所に併設された蓄電池建屋において爆発・火災事故が発生している。更に、カーボンニュートラルを見据えた再生可能エネルギーの導入拡大と電力の安定供給を両立するため、出力変動に応じて柔軟に充放電できる蓄電池の重要性が高まっていることから今後も蓄電池の重要性は一層増すものと考えられる。このような状況を踏まえ、令和6年の第20回 産業構造審議会 保安・消費生活用品分科会 電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策WGの審議を踏まえ、R7解釈において、リチウムイオン蓄電池における安全性能を求めることとした。

太陽電池発電所全景及び被害状況



令和6年3月 鹿児島県
太陽電池発電所
併設された蓄電池建屋

建屋で爆発が発生
消防隊員4名負傷

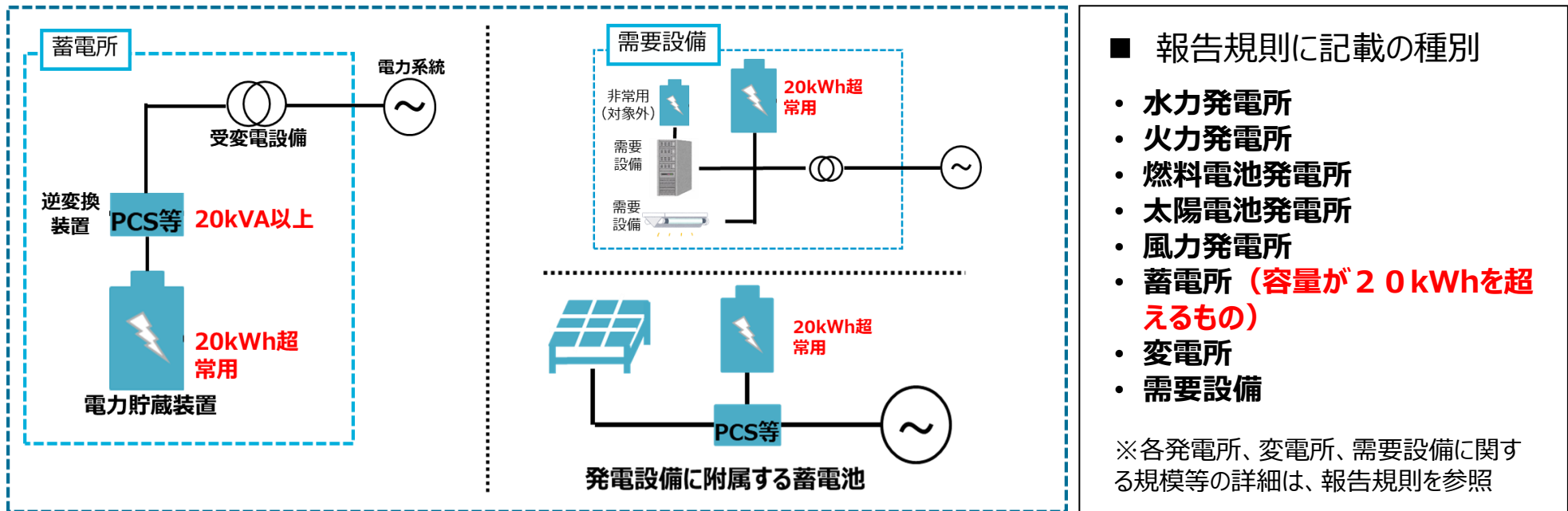
火災原因
リチウムイオン蓄電池

○電気設備の技術基準の解釈の一部改正について(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/11/20251120-2.html

1 - 5. 電気関係報告規則及び主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部改正令和7年11月20日改正)

- 火災の危険性を鑑み、**容量20kWhを超える電力貯蔵装置**を主要電気工作物に追加（**専ら非常用のものを除く**）。
- **蓄電所**における主要電気工作物の内、**逆変換装置の対象容量を10,000kVA以上から20kVA以上に見直し**。
- 報告規則第3条第1項第4号に記載された種別に応じ、**主要電気工作物の破損事故**が発生した際には**事故報告が必要**となる。



○「電気関係報告規則」等の一部改正について(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/11/20251120-1.html

○電力貯蔵装置(蓄電池)・蓄電所を設置する場合の手引き(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/denryokucyoousouchi.html

1 - 6. 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等について（令和6年4月1日）

「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布、併せて太陽電池設備及び風力設備の技術基準の解釈が改正されました（令和6年10月1日施行）。

〈主な改正内容〉

■ 太陽電池発電設備の接触防止・立入防止措置

- 接触を防止するための措置として「太陽電池発電設備が危険である旨の表示」及び「接近するおそれがないような措置の実施」を求める。
- 太技解釈の改正を行い、太技省令で規定した接触を防止するための措置の一例として、さく、へい等の設置、出入口に立ち入りを禁止する措置や施錠を行う等の出入りを制限する措置等を規定。

■ 太陽電池発電設備及び風力発電設備の範囲の適正化

■ 風力発電設備の落雷対策のための技術基準解釈の改正

- 上記改正内容について「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」へ反映（令和6年11月29日）

経済産業省の関係ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240403-1.html

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/11/20241129-1.html

1-7. 登録安全管理審査機関による審査について

- 電気事業法施行規則の改正に伴って、令和5年3月20日より「登録安全管理審査機関」による使用前安全管理審査の対象設備が拡大されました。
- 従前は火力発電設備及び燃料電池発電設備のみ「登録安全管理審査機関」が使用前安全管理審査を実施しておりましたが、拡大後は当該審査の対象となる全設備について「登録安全管理審査機関」が実施することとなりました。

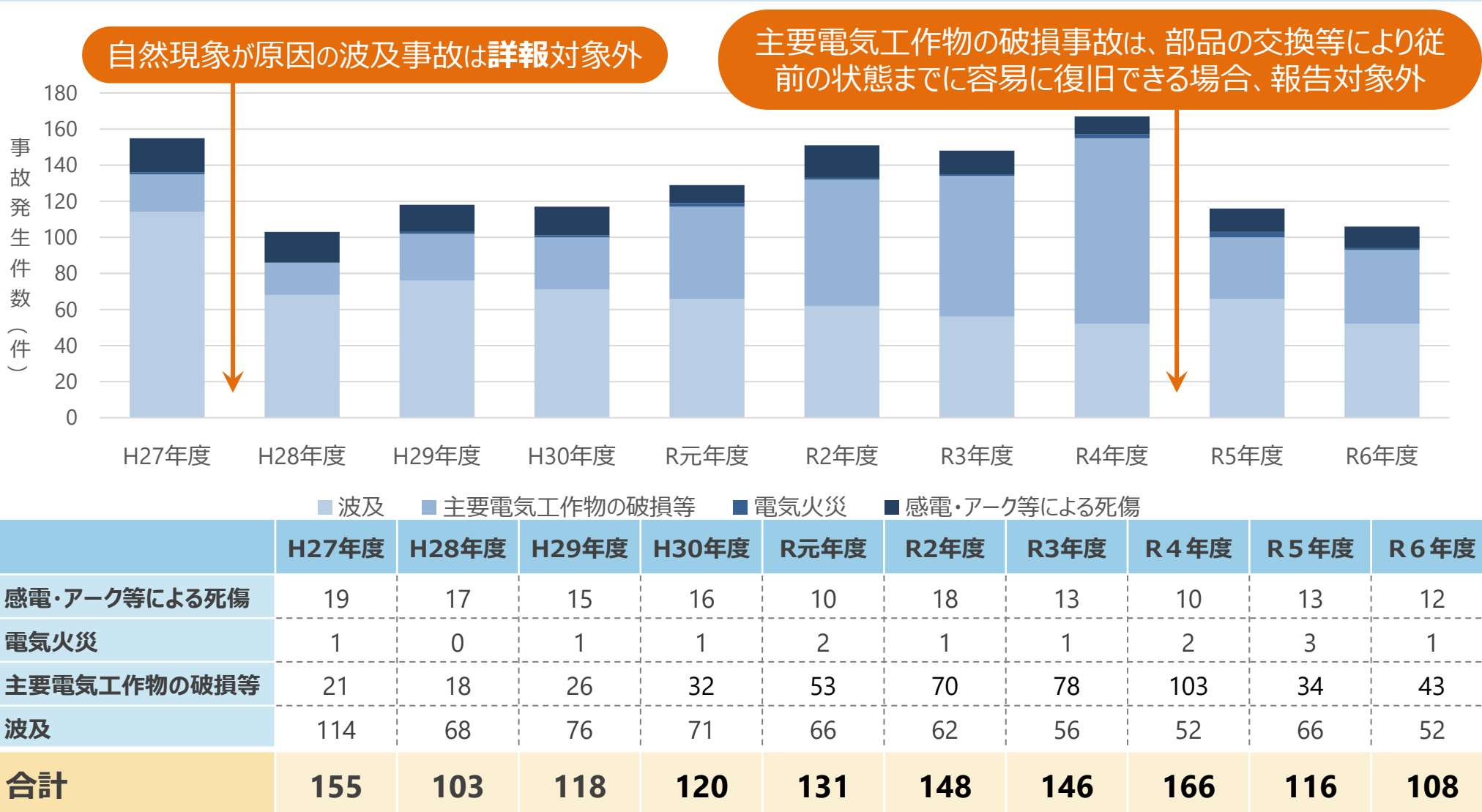
【登録安全管理審査機関関連連絡先一覧】(R6.4.2 2 現在)

| 法人の等の名称 | 登録区分 | 審査の業務を行う電気工作物 | 主たる事業場の所在地 | 電話番号 |
|---|------|-------------------------------------|---|--------------|
| 一般財団法人 発電設備技術検査協会 | a、b | a:全て b:全て | 〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号KDX芝大門ビル3F | 03-5404-3875 |
| 日本検査株式会社 | a、b | a:火力、燃料電池、風力、太陽電池、 変電、需要 b:全て | 〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目9番1号RBM東八重洲ビル10階 | 03-3537-3664 |
| SOMPOリスクマネジメント 株式会社 | a、b | a:全て(需要除く) b:全て | 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 | 03-3349-5960 |
| ビューローベリタスジャパン 株式会社 | a、b | a:火力、風力、変電、送電、需要 b:火力、風力 | 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町22番地 | 045-641-4219 |
| 一般社団法人 日本ボイラ協会 | a、b | a:火力、燃料電池、風力、太陽電池、 需要 b:全て | 〒105-0004 東京都港区新橋5-3-1 | 03-6459-0685 |
| Winspection 合同会社 | a、b | a:全て(水力除く) b:全て | 〒192-0355 東京都八王子市堀之内1929-3 | 042-675-7479 |
| インターテック・インダスト リー・サービス・ジャパン株式 会社 | a、b | a:全て b:全て | 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル4F | 03-4510-2590 |
| 一般財団法人 日本海事協会 | a、b | a:風力 b:風力 | 〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 | 03-5226-2032 |

a.火力発電設備、燃料電池発電設備、水力発電設備、風力発電設備、太陽電池発電設備、蓄電設備、変電設備、送電設備及び需要設備に属する電気工作物の使用前安全管理審査
b.火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物の定期安全管理審査

2-1. 電気事故発生件数の推移（自家用電気工作物）

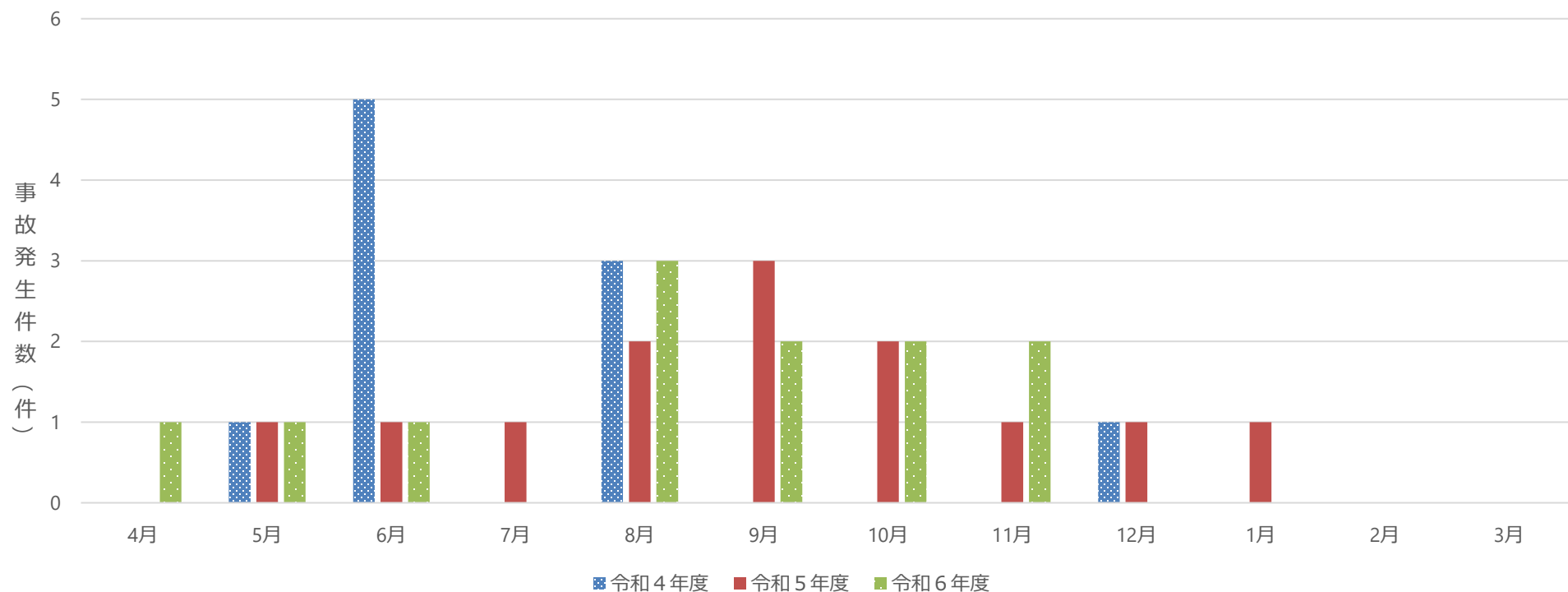
- 近年の自家用電気工作物の電気事故発生件数は増加傾向



(注) 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合は、事故分類ごとに計上するが、合計は1件として計上する。
令和4年度は火災と波及に該当する事故が1件発生。

2-2. 感電死傷事故 - 月別発生件数と近年の推移

・ 感電死傷事故は8月に比較的多く発生している傾向



| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 令和4年度 | 0 | 1 | 5 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 令和5年度 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 13 |
| 令和6年度 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |

2 - 3. 感電死傷事故 - 事故事例①

- 作業前に確実な検電の実施を！
- 適切に短絡接地器具の取り付けを！

レンチをZPD一次側にあて、左手が盤のどこかに触れた瞬間に感電



「作業方法不良」に分類される事故事例

| | |
|------|-------|
| 受電電圧 | 66 kV |
| 事故現場 | 工場 |
| 選任形態 | 専任 |

事故状況

高圧機器の取付工事をしていた際に、全域停電していたものの、何らかが原因（原因不明）で電流が発生し感電、負傷した。

本来、作業前には**検電**し、**短絡接地器具**を取り付けることになっていたが、**未実施**だった。

2-3. 感電死傷事故 - 事故事例②

- 高圧設備だけでなく低圧配線まで保守管理を！
- 新たに担当する事業場は設備状況を適切に把握！



コンセントプラグ金属部に触れ感電

「作業準備不良」に分類される事故事例

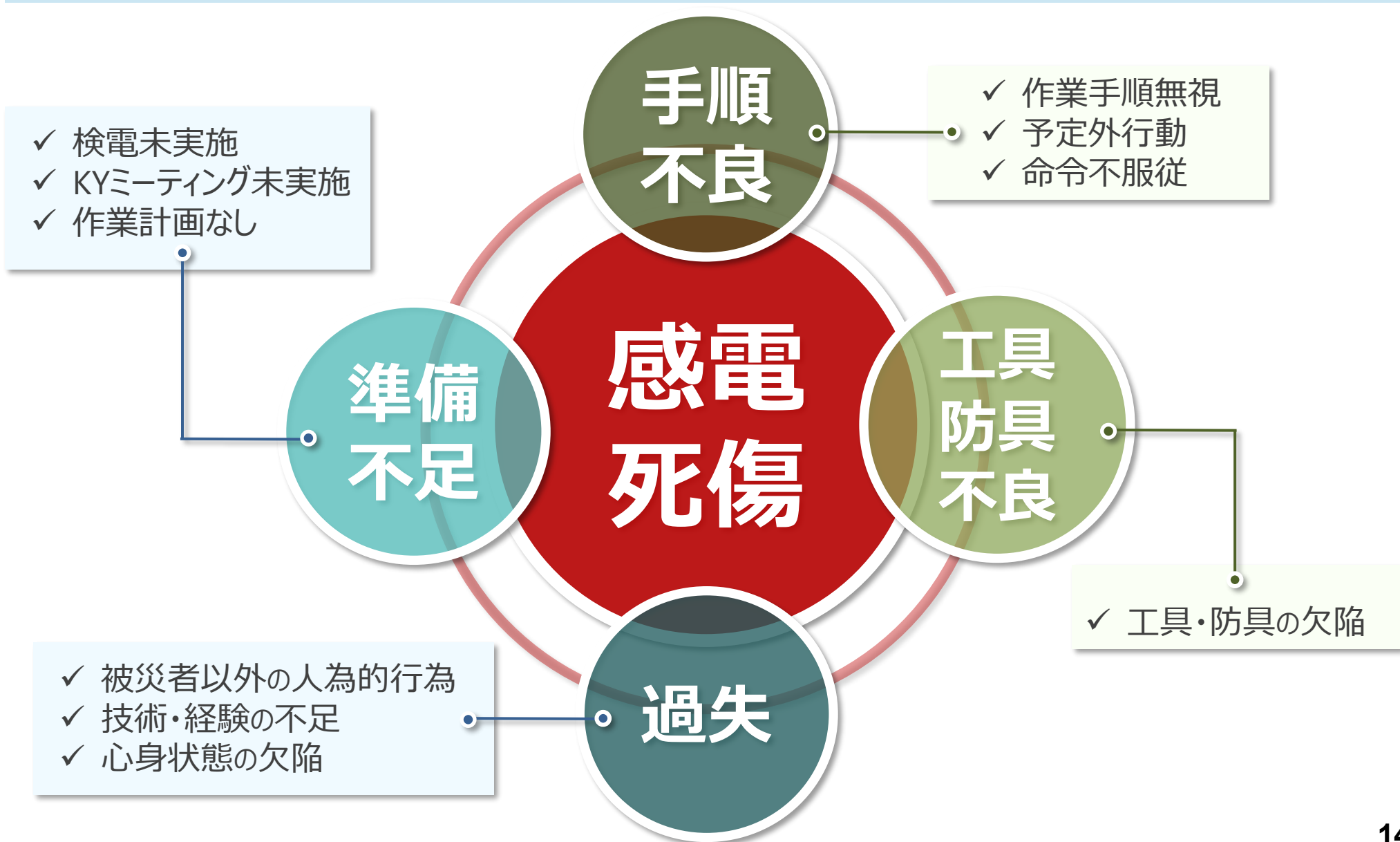
| | |
|------|--------|
| 受電電圧 | 6.6 kV |
| 事故現場 | 工場 |
| 選任形態 | 外部委託 |

事故状況

工場の機械内部を照らす照明が故障し、点検を行った際に誤って**コンセントプラグの金属部に触れ感電**、搬送先の病院で死亡が確認された。プラグ側が電源側(活線)という認識は無かった。点検の際は主電源を切断してから作業する決まりだった。

2-4. 感電死傷事故 - 要因

- 感電死傷事故でよくある事故要因・事例は概ね以下のとおり



2-5. 電気事故が発生したら – 事故速報 ⇒ 事故詳報

- 電気事故が発生したら、**速報、詳報**を提出

| | 速報 | 詳報 |
|-------------|--|---|
| 報告 タイミング | 事故を報告対象と覚知した時から 24時間以内 (電気火災事故例) 消防から「半焼以上」と判断された時 (感電事故例) 感電被災者が加療入院と判明した時 | 事故発生時の状況（時系列）、原因究明とその方法、是正処置、再発防止策を取りまとめ、 事故を報告対象と覚知した時から 30日 以内 |
| 必要書類 | HP掲載の様式 (もしくは準ずる内容を含むもの) | HP掲載の様式 (必要に応じて) 事故状況の写真、単線結線図、構内図、直近3回分の月次及び年次点検記録など |

報告先（関東エリア） → 関東東北産業保安監督部 電力安全課

※ 需要設備に係る事故については **安全推進係**

電話：048-600-0385 FAX：048-601-1300

E-MAIL：（事故速報提出用） exl-kanto-denan-jigyoyoujiko★meti.go.jp

（事故関係問い合わせ用） bzl-kanto-denan-jiko-anzensuisin★meti.go.jp

※ 発電設備に係る事故については **火力係又は発電係**

電話：048-600-0392 FAX：048-601-1301

E-MAIL： Exl-kanto-denan-hatsudenjiko★meti.go.jp ※ メールアドレスの「★」を「@」に置き換えてください。

✓ **電気事故に該当するか判断がつかない場合も、まずは電話等でご相談を！**

2-6. 電気事故が発生したら – 事故詳報

- 事故詳報作成の際は、「**詳報作成支援システム**」をご活用ください。

【詳報作成システム 入力画面】

詳報作成支援システム

電気事故の報告書を新たに作成します。

報告書の新規作成

途中まで作成して保存した電気事故の報告書のファイルを読み込んで、作業を再開します。
また、作成した電気事故の報告書を修正する場合も、こちらからファイルを読み込んで、修正作業を行います。

報告書の作成作業の再開、及び、作成した報告書の修正

途中まで作成して保存した電気事故の報告書のファイルを2ファイル読み込んで、報告書の比較を行います。

報告書の内容比較

<<戻る

独立行政法人製品評価技術基盤機構
Copyright © National Institute of Technology and Evaluation.
All rights reserved.

■ 詳報作成支援システム

- ✓ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において、令和元年8月より「**詳報作成支援システム**」の運用が開始。
- ✓ 本システムは、事業者が詳報を作成する際、適切な報告となるように情報を漏れなく入力できるよう支援するもの。
- ✓ 詳報提出時は、本システムを活用し、**報告書本体をプリントアウトし持参**（システム上で提出するものではありません）。また、別途、**電子媒体を提出（メール）**。本システムを活用した詳報提出にご協力をお願いします。

【詳報作成支援システム】

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>

2-7. 電気事故が発生したら – 事故を再発させないために

- 表面的な解決ではなく、問題を根本から取り除く努力が重要

1 事象確認

- ✓ 発生した事象を**正確**に把握
出発点が的外れだと、その後の作業は意味がない。

2 原因究明

- ✓ 事故が発生した**根本原因**の特定
「何故？」を根本原因が特定できるまで繰り返す。

3 応急処置

- ✓ 被害の**拡大を防ぐ**ことが目的
可能な限り迅速かつ正確に。二次被害を防止。

4 是正処置


- ✓ 再発防止策を施し**根本原因**を取り除く
表面的な解決策では意味がない。徹底的に行う。

5 効果確認

- ✓ 応急・是正処置が適切だったかを**評価**
やりっ放しでは意味がない。評価することが重要。

3-1. 立入検査の指摘事例①

立入検査の指摘事例

 【指摘事項】保安規程で**保安規程の遵守のための体制**を定めることになっているが、定められていない。また、**運転基準**が適切に定められていない。
⇒保安規程が遵守されていない



～改善・再発防止対策の例～

- ・保安規程の内容を改めて確認し、保安規程に定めた**保安体制表**を作成した。また**運転基準**についても実態に合わせて内容を確認し**運転基準書**を作成した。いずれも**必要な箇所に掲示**を行った。

電気事業法施行規則

〔保安規程〕

第五十条

(省略)

2 次の各号に掲げる者は、保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。(省略)

一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する**保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制**(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

十 事業用電気工作物の**運転**又は**操作**に関すること。

3-1. 立入検査の指摘事例②

立入検査の指摘事例

 **【指摘事項】太陽電池発電設備**へ設けたさく、へい等に立入禁止の表示がない
⇒電気関係法令に基づく必要な設備が敷設されていない



～改善・再発防止対策の例～

- ・指摘後、一目見てわかるような場所に立入禁止表示を明示した。

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

〔取扱者以外の者に対する危険防止措置〕

第三条の二

発電用太陽電池設備は、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が**危険である旨を表示する**とともに、当該者が**容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じなければならない**。（省略）

発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈

〔取扱者以外に対する侵入防止措置〕

第2条

屋外に施設する太陽電池発電設備は、次の各号により当該太陽電池発電設備を設置する場所に取り扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じること。（省略）

- 一 **さく、へい等**を設けること。
- 二 出入口に**立入りを禁止する旨を表示**すること。
- 三 出入口に施錠装置を施設して施錠する等、**取扱者以外の者の出入りを制限する措置**を講じること。

3-2. 立入検査の受検意義

立入検査の受験意義

- 1 電気保安に係るシステムを見直す良い機会となる
- 2 自社の電気保安に係る自主保安体制の弱点が判る
- 3 立入検査官からの最新情報の提供がある
- 4 電気事故・技術基準適合違反の未然防止となる

立入検査へのご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

4-1. 不適切な事例について - 工事計画の未届着工 他

• 太陽電池発電所に係る不適切事例のご紹介

→ 当部から法違反状態の解消のため、工事の停止と早急な届出を指示するも、工事会社は設置者に報告せず、そのまま工事を続け、発電所を完成させた。

（当部の指示に従わず、違反状態を継続！安全管理審査も未受審！）

→ 設置者から工事会社へ関係書類の控えを要求したことで、設置者が法違反の状態であることを把握。**（設置者は、工事会社に丸投げ！）**

→ ようやく事態を把握した設置者は、**発電を停止**し、当部へ**顛末書を提出**するとともに、**行政指導を受けた**。

→ 遅ればせながら、工事計画を届出し、使用前安全管理審査を受審、本来あるべき状態に是正し、発電を再開した。

制度を理解している方からすれば、
起こりえない法違反。

本件、誰がどうすれば防げた
と考えますか？

4-2. その他、過去に発生した不適切事例について

- 届出について、届出漏れしないことはもちろん、**届出の時期が定められていることに注意**

遅延理由書、
再発防止策の
提出を求めることも！

■ 電気主任技術者関連

- ✓ 主任技術者を選解任したが、**遅滞なく（30日以内）** 届け出なかった

■ 保安規程関連

- ✓ 事業場名等が変更になったが、**遅滞なく（30日以内）** 届け出なかった

■ その他

- ✓ 事故報告の対象となる事故が発生したが、**事故の発生を知った時から24時間以内に** 報告しなかった
- ✓ 工事計画届の対象設備を設置・変更するにあたり、**着工30日前までに** 届け出なかった
- ✓ 工事期間中において、主任技術者を選任すべきところ、**未選任**であった
- ✓ 使用前自己確認の対象となる発電所を使用するにあたり、**使用開始前までに** 使用前自己確認結果届を届け出なかった
- ✓ ばい煙発生施設がある事業所で、代表者等が変更になったが、**遅滞なく（30日以内）** 届け出なかった
- ✓ ばい煙発生施設がある事業所で、ばい煙量・ばい煙濃度が変更になるが、**あらかじめ** 届け出なかった